

# 各務原市更生訓練費給付事業実施要綱

(平成18年9月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市地域生活支援事業実施規則(平成18年規則第71号)第2条第2項第6号に規定する更生訓練費給付事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第28条第2項に規定する就労移行支援又は自立訓練事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るものとする。

(対象者)

第3条 更生訓練費の支給を受けることができる者は、法第19条第1項に規定する支給決定障害者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている障害者で、法に基づく利用者負担額の生じない者又はこれに準ずる者として市長が認めたものとする。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、各務原市地域生活支援事業利用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(利用の決定及び却下)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、利用の可否を決定し、申請者に各務原市地域生活支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(支給申請手続)

第6条 更生訓練費の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、原則として、既に訓練を終えた月の更生訓練費についてその翌月の10日までに、更生訓練費支給請求書(様式第3号)に当該施設の長(以下「施設長」という。)の証明を付して市長に提出するものとする。ただし、これにより難しいときは、市長が定める日までに更生訓練費支給請求書を提出するものとする。

2 支給決定者は、更生訓練費の支給申請手続を、施設長に委任することができる。  
この場合において、施設長は、当該支給決定者より委任状を徴し、更生訓練費支給請求書とともに提出するものとする。

(支給額)

第7条 更生訓練費の月額、次の表のとおりとする。

訓練事業	訓練に従事した日が 15日以上の場合	訓練に従事した日が 15日未満の場合
就労移行支援事業 (あんま、はり、きゅう科)	14,800円	7,400円
就労移行支援事業 (あんま、はり、きゅう科を除く)	3,150円	1,600円
自立訓練事業	2,100円	1,050円

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長に別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日決裁)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

各務原市地域生活支援事業利用申請書

（宛先）各務原市長

次のとおり申請します。  
更生訓練費給付事業の申請内容について、各関係機関に調査・照会・閲覧することに同意します。

申請年月日 年 月 日 氏名 印

利用者（申請者）氏名	生年月日	年齢	住所 〒 —
個人番号：		歳	電話（ ） —
身体障害者手帳（ 級） 第 号	療育手帳 第 号		精神障害者保健福祉手帳（ 級） 第 号
申請サービス名称	施設の区分	施設名	
更生訓練費			
特記事項			
月額負担上限額	障害福祉サービス利用状況	介護保険認定・利用状況	
期間	期間	期間	

●利用者（申請者）の世帯は、下記のとおりです。

続柄	氏名	生年月日	備考
本人		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	

代理申請者

ふりがな		関係	
氏名			
住所	〒 — 電話番号（ ） —		

※ 助成費の振込先

取引銀行（金庫）名	銀行・金庫・農協		本店・支店
普通・当座の別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

年 月 日

様

各務原市長

## 各務原市地域生活支援事業利用決定（却下）通知書

下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

### 記

氏名

支給決定日

利用者負担上限額

サービスの種類

#### （教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第6条関係）

更生訓練費支給請求書

年 月 日

（宛先）各務原市長

請求者 住所  
氏名

㊞

更生訓練費（ 年 月分）を下記のとおり請求します。

記

請求額

円

訓練事業名	訓練費 受領者名	訓練日数	備考

上記について、事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所  
施設名  
施設長

㊞